

レンタル約款

契約条項

お客様(以下甲という)とユニセンス株式会社(以下乙という)は賃貸借取引について、次の通りに契約する。

第1条 レンタル物件

- 1、甲は本約款の内容を確認し承諾の上、乙の定める所定の手続きに従ってレンタル利用の申込を行う。
- 2、乙はレンタル物件を本約款に基づき賃貸し、甲はこれを借り入れる。

第2条 レンタル期間

- 1、レンタル期間は別途取り決めの通りとして、乙が甲に物件を引き渡した当日から起算し、乙に返却した日を終了日とする。
- 2、レンタル期間が満了する2日前までに、甲からレンタル期間の延長申し出があった場合は、特段の事情がない限り乙は申し出を承諾するものとする。

第3条 レンタル料

- 1、乙は、甲に対して別途取り決めのレンタル料を請求し、甲はレンタル開始日までに乙に支払う。ただし、乙が事前に了承した場合に限り、別途取り決めの条件によることもできる。
- 2、甲の理由により、レンタル物件の出荷当日、もしくは出荷後にキャンセルとなった場合、物件の引き渡し前であっても甲は乙に対して所定のキャンセル料を支払うものとする。

第4条 物件の引き渡し

- 1、乙は物件を甲の指定する場所(国内に限る)において引き渡す。それに要した運送費等は甲の負担とし、最初のレンタル料の支払い時に一括して乙に支払うものとする。
- 2、天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入れ先の債務不履行その他乙の責に帰することができない事由により、商品の引き渡しが遅れ、または引き渡し不能となった場合、乙はその責任を負わない。

第5条 担保責任

- 1、乙は甲に対して、物件の引き渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。
- 2、甲は、乙に対しての物件の引き渡し後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を乙に通知しなかった場合は、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
- 3、物件の引き渡し後の甲の責に帰すべからざる事由によって物件が正常に作動しなくなった場合、乙は物件を修理又は取り替えるものとする。
この場合において、乙は(物件使用不能期間中のレンタル料を日割り計算により減免する他は)甲に対して損害賠償の責を負わない。
- 4、前項の物件の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除することができる。

第6条 物件の保管、使用、維持

- 1、甲は物件の保管、使用に当たり、善良な管理者の注意を持ってこれを取り扱うものとする。
- 2、甲は、乙の書面による事前承諾なく、物件の改造、加工等をしないことはもちろん、第三者に対する賃借権の譲渡又は物権の転貸しをしてはならない。
- 3、物件自体又はその設置、保管若しくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償する。
- 4、甲は物件を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、および譲渡担保権その他一切の権利を設定するなど、乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

第7条 物件使用等に起因する損害

- 1、レンタル物件の不動作あるいは故障に起因して、レンタル期間中、甲又は第三者に何らかの損害が発生した場合、
乙は、甲又は第三者に対し一切の損害賠償の責任あるいは負担を負わないものとし、第三者に生じた損害については、甲が甲の責任と負担でこれを解決する。

第8条 ソフトウェアの複製等の禁止

物件の全部又は一部にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関して次の行為をしてはならない。

- 1、有償、無償に問わず、ソフトウェアの全部または一部を第三者に譲渡若しくはその再使用权を設定すること。
- 2、ソフトウェアを物件以外のものに使用すること。
- 3、ソフトウェアを複製すること。
- 4、ソフトウェアを変更又は改作すること。

第9条 物件の滅失、毀損、キャンセル

- 1、物件の返還までに生じた物権の滅失、毀損又は物件の返還不能についての危険は、天変地異その他の原因の如何を問わず全て甲が負担する。但し、通常の使用による損耗は、この限りではない。
- 2、物件が滅失(修理不能又は所有権の侵害を含む)した場合、又は物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代金を支払うものとする。
- 3、物件が毀損(所有権の制限を含む)した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復元又は修理する。
- 4、前3項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料の支払義務を免れないものとする。

第10条 契約の解除

甲が次の各号の一に該当した場合には、乙は催告をせず通知のみにより本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、未払いレンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害があるときはこれを賠償する。

- 1、レンタル料の支払いを一回でも遅滞したとき。
- 2、支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにしたとき。
- 3、保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき。
- 4、事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき。
- 5、故意又は重大な過失により、物件に修理不能の損害を与え、又は滅失したとき。
- 6、その他本契約の各条項の一に違反したとき。

第11条 免責

- 1、物件の利用により、甲および第三者に損害が生じた場合は、甲の責任においてこれを処理し、乙はその責任を負わない。
- 2、物件の不具合等に起因し、甲または第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害について、乙はその責任を負わない。

第12条 物件の返還

- 1、本契約がレンタル期間満了により終了したとき、または第10条に規定する契約の解除を生じたとき、甲は物件を乙の指定する場所へ甲の費用で直ちに返還する。
- 2、甲の責により物件を返還せず(滅失を含む)、又は毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代金を支払うか、物件の復元又は修理に要する費用を負担する。
- 3、物件に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、甲のそのデータを消去して乙に返還するものとし、返還後の物件にデータが残存する場合、残存するデータの消失又は漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して、乙は一切責任を負わないものとする。
- 4、甲が本物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の翌日から返還完了までの期間の乙所定遅延損害金を乙に支払う。

第13条 消費税の負担

- 1、甲は、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算して支払うものとする。

第14条 紛争の解決

本契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。